

令和元年第6回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月28日(金)午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(12人)

| | | | | | |
|----|-----|----|----|-----|---------|
| 会長 | 13番 | 荒木 | 隆志 | | |
| 委員 | 1番 | 茶谷 | 久登 | 2番 | 大橋 敏範 |
| | 3番 | 大田 | 和広 | 4番 | 佐藤 寿恵 |
| | 5番 | 笹塚 | 成之 | 6番 | 芳賀 修一 |
| | 7番 | 平松 | 利幸 | 8番 | 大加瀬 真紀子 |
| | 10番 | 長井 | 修 | 11番 | 山崎 常雄 |
| | 12番 | 大野 | 智美 | | |

4 欠席委員(1人)

会長職務代理者 9番 松田 修身

5 傍聴人(10人)

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農業経営改善計画の認定について

第 5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 7 議案第3号 土地の現況証明願出について

第 8 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 9 議案第5号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫 農地係主任 横山 俊幸

8 会議の概要

会 長

ここ最近天候がよかったので農作業は進んだと思います。今後、台風の影響がないように願っています。それでは総会を始めます。

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年、第6回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、7番 平松利幸君、8番 大加瀬真紀子君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長と横山主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和元年第5回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。

次に、松田委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

次に日程第4ですが、議事の都合により日程第6、議案第2号を先に審議してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第6、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

本案は前回第5回総会で判断を保留した案件です。事業に係る施設の設置など基本的な部分の変更はありません。前回判断を保留とした理由として1点目、住民説明会の開催についてですが、6月9日(日)に説明会の開催がなされ、報告を受けております。2点目、給排水についてですが、まず、給水につきまして、議案107ページをご覧ください。当初は〇〇さん側からの引き込みを計画しておりましたが、現在では申請地字〇〇△△番△の南西側にある字〇〇△△番△を通っている個人の給水管より承諾を得て引き込む計画となっております。また、排水につきましては議案108ページに記載のとおり経路ですが、最終的にタンクにためた汚水を産業廃棄物として町内業者に収集運搬を委託する計画となっております。簡易トイレのし尿収集に関しても一般的なし尿収集という形で処理することになります。そして3点目、申請地への進入道路ですが、〇〇さん宅側からの経路を使用するようになっており、大型の機材の搬入を必要とする場合は地域住民の方と協議の上、分譲地側の道路を利用するという計画となっております。このため、〇〇さん宅側からの経路については、砕石の補充などを行う予定となっております。

以上のとおり、前回確認、整理するとした3点につきまして、対応あるいは計画の修正があったため、転用はやむをえないと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

【発言なし】

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

【発言なし】

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【賛成（挙手） 10人】

【反対1人】

賛成10人、反対1人により、過半数に達しておりますので、本案は原案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取した後、意見が一致すれば会長専決により許可書の交付、一致しない場合は再度審議することといたします。

ここで暫時休憩といたします。（午後1時40分）

【休憩】

議事を再開いたします。（午後1時43分）

日程第4、報告第1号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

18件の協議がありました。1番については現状、馬鈴しょを初めとして収量が相当落ちておりますので、土壌診断に基づいた土づくりにより収量の向上を目指す計画となっております。4番については地力増進によりメロンや馬鈴しょの収量を向上するとともにブロッコリーの面積拡大により収入の増を目指します。5番については水稻の収量が低く、基盤整備や土壌改良により収量増を目指す計画です。6番については堆肥の投入と過作回避により小麦の品質・収量を向上します。7番については水稻の収量が著しく低かったため、これを回復するとともに直売率を上げて収益の確保を図る計画です。10番は労力確保が難しいため馬鈴薯の面積を減らす計画、11番は馬鈴しょや小豆の面積増による所得の向上を目指します。13番については良質な粗飼料確保による乳量・乳質の向上を図り、経営の安定を図る計画、14番については連作回避と地力増進による馬鈴しょの収量向上と面積増により収益性を高める計画となっております。16番については現状基盤整備により作付面積を落としているため収入を下げておりますが、整備後のほ場により効率的な作業を行い、安定的な農業経営を目指す計画です。17番については、基盤整備による区画整備、土壌改良等により水稻を初めとする馬鈴しょ、メロンなどの収量向上を目指す計画、18番は経営管理の合理化による生産コストの減及び緑肥作物による収量の増を目指す計画となっております。

協議書の提出については6月13日まででしたので、総会にかける時間がなく、再認定でもあることから適正であるとの会長専決処分といたしました。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします

す。

【発言なし】

特にないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

97ページをご覧ください。今回申請地の△△番△の両脇隣接の土地を〇〇さんから(有)〇〇が購入しておりますが、財務省からの賃借権についても、今回〇〇さんから(有)〇〇に移転し一体的に利用するものであります。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【質疑なしの声あり】

これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読】

1番から3番まで非農地とすることに問題ないと考えております。

航空写真については、それぞれ117ページから119ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

引き続き、〇〇委員より、補足説明をお願いします。

〇番

〇番 〇〇です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、6月25日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番につきましては15年間不耕作となっておりますが、背の高さほどの雑草が全体的に繁茂しており、3～4メートルほどの高さの雑木も広がっていることから、今後農地として活用することは難しいと思われま

す。2番の土地は財務省の土地で、もともと字〇〇△△番△から分筆されたものですが、△△番△、△△番△については深く雑草が繁茂している状態、△△番△については住宅への侵入道路となっており、△△番△については法面の頭であり雑草の繁茂する不作付け部分で、△△番△は法面及び法下部分となっております。△△番△は大木が生い茂る箇所であり、これらいずれも農地とは言えず、今後も農地として活用することは難しいと思われま

す。3番の土地については、空家住宅の横にある△△平方メートル、△△坪ほどの小さな土地となり、35年間不耕作ということで今後農地として活用することは難しいと思われま

す。委員のみなさんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【質疑なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第4号「農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第4号の朗読】

121ページをご覧ください。

本案については、利用権の設定が3件、111, 211㎡です。

1番は、〇〇さんから〇〇さんへの、新規の賃貸借の設定です。

2番は、〇〇さんから(株)〇〇への新規の賃貸借の設定です。

3番は、〇〇さんから(株)〇〇への新規の賃貸借の設定です。

図面は122～124ページに添付しています。

以上の計画内容は、125ページから127ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

これより、議案第4号「農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【質疑なしの声】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第5号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第5号の朗読】

ニセコ町農業振興地域整備計画の5年毎の見直しに伴い、ニセコ町より協議がありました。見直しの内容につきましては議案130ページになりますが、農用地区域面積として、農地456,582㎡、農業用施設用地5,659㎡の合計462,240㎡の除外、農地から農業用施設用地への用途区分の変更が892㎡となっております。

なお、130ページの内容につきましては、5年間の間に軽微な変更として処理済みのものも含まれます。

今回の除外の考え方としては農地委員の皆様を確認いただいている利用状況調査や、農地パトロールの結果を踏まえ、B判定の農地を除外しております。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第5号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番

農用地から除外した土地の所有者には、決定後、所有者に連絡されますか。

事務局

縦覧期間後、公表となるが、個別所有者に連絡はしません。

議長

ほかに質疑はありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和元年、第6回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月28日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 7番 平 松 利 幸 印

署名委員 8番 大加瀬 真紀子 印